

米原市広報まいばら広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、広報まいばらの広告掲載の申請手続および掲載決定に関する取扱いについて、米原市広告掲載要綱（平成21年告示第261号。以下「要綱」という。）および米原市広告掲載ガイドラインに定めるもののほか、必要な事項について定めるものとする。

(広告の寸法および掲載位置等)

第2条 広告の寸法および掲載位置等は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 広告の寸法は、1枠につき縦45ミリメートル、横87ミリメートルとする。
- (2) 広告の掲載は、毎月1日号の広報紙面下段とし、それぞれの掲載位置は、申込書を受理した順序に従って決定するものとする。
- (3) 広告の枠数は、1号当たり4枠を基準とし、紙面の状況によって最大8枠まで調整するものとする。

(掲載料金)

第3条 広報の広告の掲載料金は、1掲載号1枠当たり15,000円とする。

(広告の募集期日)

第4条 要綱第5条に掲げる広告の募集は、広報まいばらおよび市の公式WEBサイトにより、随時行うものとする。

(広告の申込)

- 第5条 申請者は、広報まいばら広告掲載申込書（様式第1号）に掲載しようとする広告案を添えて、希望する掲載号の発行日の1か月前までに市長に申し込むものとする。
- 2 広告の申込は、1人の申請者に対し1掲載号に1枠、または縦に2枠とする。
 - 3 広告の申込は、複数月にわたって申請することができる。

(掲載決定等)

- 第6条 市長は、申請者から広告掲載申込書を受け付けたときは、速やかに広告案の内容を審査し、掲載の可否を決定の上、広報まいばら広告掲載許可（不許可・変更）決定通知書（様式2号）により当該申請者に通知するものとする。
- 2 申請者の数が募集する掲載枠の数を超えたときは、広告掲載要綱第6条第1項1号の規定にかかわらず、先着順により掲載広告を決定する。

(広告の版下および提出)

第7条 広告の版下は、市が指定する方法により作成し、市が指定する期日までに提出

するものとする。

(広告掲載の取り下げ)

第8条 広告主は、広告掲載を取り下げようとするときは、取り下げを希望する広報誌の発行日の2週間前までに、米原市広報まいばら広告掲載取り下げ申出書(様式3号)により市長に申し出なければならない。

2 市長は、前項の規定により広告掲載の取り下げの申し出を受け、これを承認したときは、様式2号により広告主へ通知するものとする。

付 則

この要領は、平成23年3月18日から施行する。

付 則

この要領は、令和元年5月27日から施行する。

付 則

この要領は、令和元年8月27日から施行する。

付 則

この要領は、令和元年12月24日から施行する。